

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年九月二十七日

奈良県人事委員会委員長 松村二郎

奈良県人事委員会規則第三号

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（平成十四年三月奈良県人事委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「一般社団法人地方税電子化協議会」を

「一般社団法人地方税電子化協議
一般社団法人2025年日本国

会

に改める。

「国際博覧会協会」

附 則

この規則は、令和元年十月一日から施行する。